



第4回 連結の会計と税務

2020.05.18

会計と経営のブラッシュアップ

平成27年9月7日

山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3日本経済新聞社発行)(図解連結法人税早わかり 福蘭健著 2011.4中経出版発行)

連結会計とは何か？

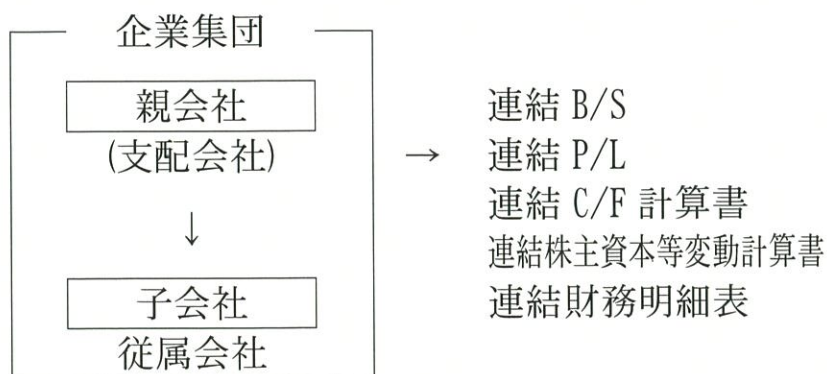
企業集団を会計で表現し、財務を判断する。
支配従属関係にある2以上の企業を企業集団として、単一の組織体と見る。

I 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の目的

企業集団とは支配従属関係にある法人格の異なる2以上の企業からなる経済的実態である。これを単一の組織体とみなして、親会社が企業集団の経済活動(財政状態、経営成績及びC/Fの状況)を総合的に開示するものである。

グループ外から見れば、グループ内の取引は単なる内部取引、製品等の移動にすぎず、これらを相殺する必要がある。



その効果は、

- ①親会社の株主は、子会社を含めた全体で企業集団を把握できるので適切な投資判断等の意思決定ができる。(投資情報)
- ②会社相互間の取引と残高が相殺消去されるので、一つの企業集団としての財務の実態を把握できる。(企業実態把握)
- ③企業グループ経営のための適切な意思決定が行える。(グループ経営)

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

個別財務諸表から連結財務諸表が作成される概念図

<貸借対照表>

親会社 P 社
貸借対照表

流動資産	100 〇	流動負債	180 〇
売掛金	80	固定負債	
(S社に対するもの)			
固定資産		純資産	
S社株式	100		
	200 〇		300 〇

子会社 S 社
貸借対照表

流動資産	80 〇	流動負債	
		買掛金	80
		(P社に対するもの)	
固定資産		固定負債	
	100 〇	純資産	
		資本金	50
		剰余金	50

合算貸借対照表

流動資産	100	流動負債	180
売掛金	80	買掛金	80 ●
(S社に対するもの)		(P社に対するもの)	
	80 ●	固定負債	
固定資産	200	純資産	300
S社株式	100 ●	資本金	50 ●
	100	剰余金	50 ●

連結貸借対照表

流動資産		流動負債	
P社分	100 〇	P社分	180 〇
S社分	80 〇	S社分	0
固定資産		固定負債	
P社分	200 〇	P社分	0
S社分	100 〇	S社分	0
		純資産	
		P社分	300 〇

●連結上の消去仕訳

買掛金 (P社に対するもの)	80 /	売掛金 (S社に対するもの)	80
資本金	50 /	S社株式	100
剰余金	50 /		

<損益計算書>

親会社 P 社
損益計算書

収益	2,000 〇	費用	
売上高	500		2,000 〇
(S社に対するもの)			
		利益	500 〇

子会社 S 社
損益計算書

収益	1,000 〇	費用	300
		仕入高	500
		(P社からのもの)	
		利益	200 〇

合算損益計算書

収益	2,000	費用	2,000
売上高	500 ●	仕入高	500 ●
(S社に対するもの)		(P社からのもの)	
	1,000	利益	500
			200

連結損益計算書

収益		費用	
P社分	2,000 〇	P社分	2,000 〇
S社分	1,000	S社分	300 〇
		利益	
		P社分	500 〇
		S社分	200 〇

●連結上の消去仕訳

売上原価 (P社からの仕入高)	500 /	売上高 (S社に対するもの)	500
-----------------	-------	----------------	-----

2. 連結会計制度とグループ経営

(1) 多角化、国際化とグループ経営

- ・昭和 39 年～40 年(1964～1965)にかけて親会社の粉飾決算(子会社利用による)を背景とする上場企業の連鎖的倒産があった。(正確な会計報告)
- ・昭和 52 年(1977)4 月に開始する事業年度より連結財務諸表の開示が要求された。(個別財務諸表の附属書類として)
- ・経済のグローバル化の波に乗って企業の国際化・多角化とともに、証券市場も国際化し、海外投資家の参入が増加した。(経営環境の変化)
会社経営者も財務諸表の利用者も、個別財務諸表だけでは、経営実態を把握し適切な意思決定を行うことが難しくなった。(経営実態の把握)
- ・会計ビッグバン(日本の会計の世界レベルへの修正)
- ・平成 9 年(1997)6 月 6 日「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表、個別決算中心主義から、連結決算中心主義に移行することとなった。
- ・日本企業もグループ連結経営への取組みが必要となった。
- ・平成 11 年(1999)の商法改正による株式交換、株式移転、平成 18 年(2006)の会社法改正などによりグループ化が容易になり、グループ連結経営及び業績の重要性が高まるなかで多くの企業でグループ組織の再編が進展した。

(2) 連結会計の目的と範囲

連結財務諸表とは、支配従属関係にある 2 つ以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社がその子会社を含めた、企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告するために作成するものである。つまり親会社の投資情報として作成される。

連結の範囲の決定には、持株比率基準と支配力基準の 2 つの考え方があるが、親会社が他の会社に対する実質的な支配力をベースに連結の範囲を決定する支配力基準がとられている。実質的な支配力とは、他の会社の経営の人事や営業方針、財務方針を支配できる親会社の力のことである。

(3) 企業グループの財政状態と経営成績を明らかにするために連結する

- | | | |
|---------|---|-------------------------|
| ①資本連結 | — | 親会社の投資勘定と子会社の株主資本とを相殺消去 |
| ②債権債務連結 | — | 相殺消去 |
| ③収益連結 | — | 連結会社相互間の売上、仕入等の相殺消去 |
| ④損益連結 | — | 未実現利益の相殺消去 |

(4) 連結原則

- ①真実性の原則 ②基準性の原則 ③明瞭性の原則 ④継続性の原則

3. 持分法とは

(1) 持分法とは部分連結である。

投資会社が関連会社（非連結子会社及び関連会社）の純資産及び損益のうち、投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正して計算する方法である。

投資会社が投資の持分の増減を明らかにする

(2) 関連会社 重要な影響力

企業が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務および営業等の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。

当世関係のコラボ等の提案・実施

- ①他の企業の議決権の 20%以上を自己の計算において所有している場合
- ②議決権の 15%以上を所有しているとともに、併せて、役員、資金、技術、取引等により 重要な影響力を与えることができる場合
- ③他社を通じて間接的に議決権の 20%以上を保有し、かつ 実質的に影響力を行使している場合

(3) 会計処理

- ①関連会社の株式（純資産 100,000 千円）への投資は当初は原価で計上する。
（A 社株式の 30%を 30,000 千円で取得する）

千円

投資有価証券 30,000 / 現金預金 30,000 (30%部分)
(投資残高は 30,000 千円)

- ②株式取得後にその関連会社が利益をあげれば、その利益に対する持分だけ投資有価証券を増額させる。

（A 社は年間 50,000 千円の利益をあげる）

投資有価証券 15,000 / 評価益 15,000 (30%部分)
(投資残高は 45,000 千円)

- ③配当を受取った場合は配当額だけ投資を減額する。

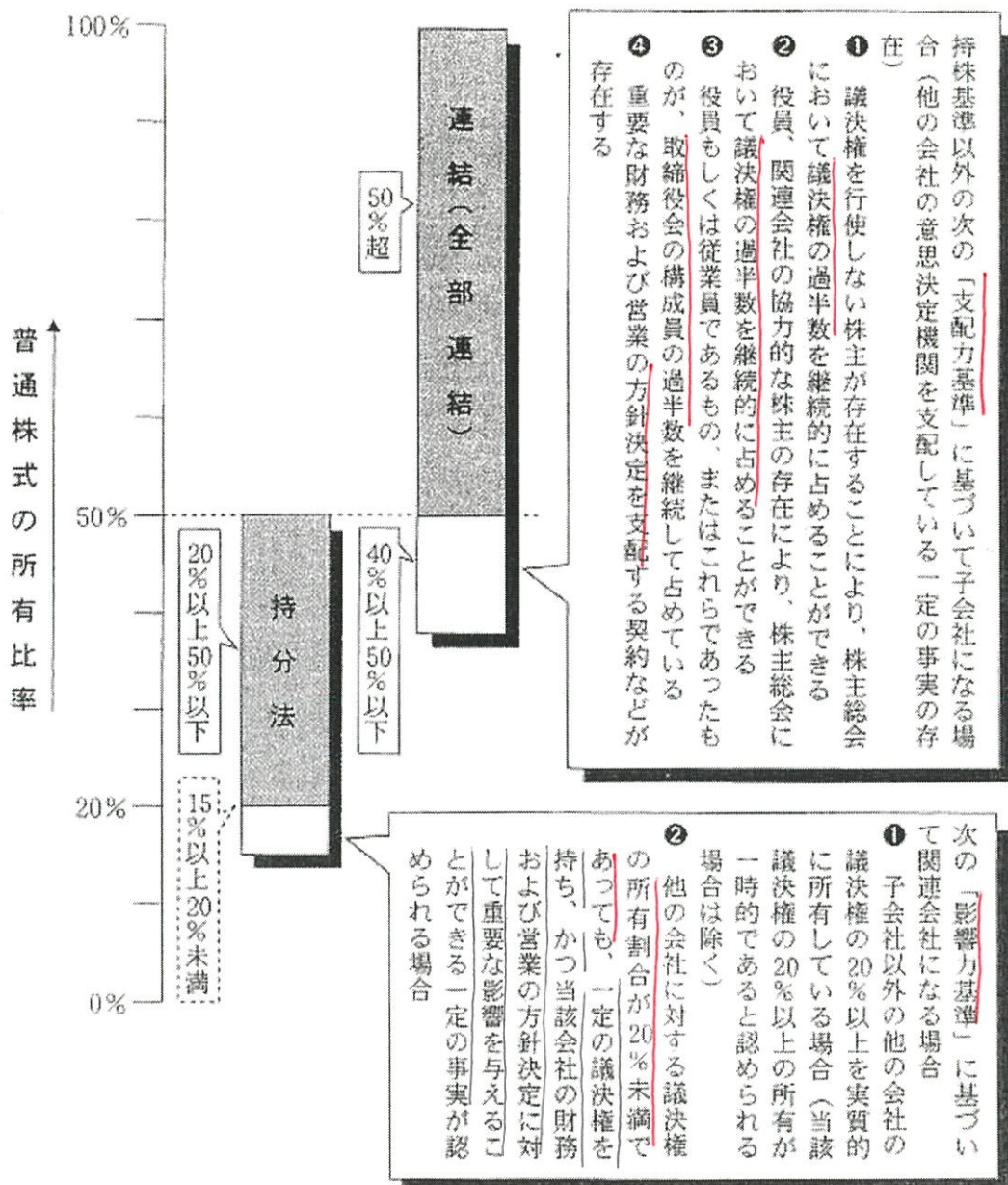
（A 社は 30,000 千円の配当を行う）

受取配当金 9,000 / 投資有価証券 9,000 (30%部分)
(投資残高は 36,000 千円)

(4) 持分法と連結

持分法は、関連会社に対する投資を、その関連会社の純資産と置きかえる。
持分法は投資を純額で評価し、連結は投資を総額で評価することになる。

「支配力基準」と「影響力基準」の運用



6. 資本連結の手続

(1) 全面時価評価法

連結財務諸表に関する会計基準(2008.12)で、子会社資産、負債は少数株主持分に相当する部分も含めてすべて支配獲得時に時価(公正価値)評価するものと一本化された。

(2) 支配獲得時の資本連結

資本金	×××	子会社株式(親)	×××
利益剰余金	×××	少数株主持分	×××
評価差額(少)	×××		
のれん(親)	×××		
少数株主損益	×××	少数株主持分	×××
のれん償却	×××	のれん	×××

(3) 子会社株式の追加取得

少数株主持分	×××	親会社持分	×××
親会社持分	×××	投資	×××
のれん	×××		

(4) 子会社株式の一部売却

少数株主損益	×××	少数株主持分	×××
のれん償却	×××	のれん	×××

7. 連結損益計算書

(1) 連結会社間の取引高の相殺消去

(2) 未実現利益の消去

(3) のれんの償却

(4) 税効果会計の適用

(5) 少数株主損益の計上

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (102)

- 問1 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によると、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるが、その場合であっても、特定の項目については、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならいとされている。この特定の項目は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離しているものをいうが、「我が国の会計基準に共通する考え方」を述べ、この特定の項目の一つである「のれんの償却」についてどのような修正を行うべきか述べなさい。
- 問2 連結財務諸表に関する会計基準によると、連結損益計算書における純損益計算の区分の中に、新たに少数株主損益調整前当期純利益を表示することとされている。連結基礎概念及び国際的な会計基準と関連させてその理由を述べなさい。

1. 我が国の会計基準に共通する考え方とは、連結財務諸表上当期利益が適切に計上されない恐れがある場合をいい、6項目についてはその場合には会計処理を修正する必要がある。
①のれんの償却、②退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、③研究開発費の支出時費用処理、④投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価、⑤会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正、⑥少数株主損益の会計処理がある。
①我が国の会計基準では、のれんは規則的に償却するものとされているが、IFRS および米国の会計基準においては、のれんは償却計算を行わず、最低年1回の減損テストを実施するとされている。のれんの償却の有無は、損益に及ぼす影響が大きいと考えられ、IFRS等の基準処理を我が国の会計基準に従った処理に修正することが求められる。
2. 我が国の会計基準は親会社説に基づき作成され、連結当期純利益は親会社の株主持分のみが示される。
国際的な会計基準は、経済的単一説であるための連結当期純利益には少数株主持分も含まれる。
両者の比較を明らかにするため新たに表示することとした。

問題 2 (110)

- 問 1 子会社の判定基準としての(1)持株基準の意義を述べ、あわせて、(2)持株基準の長所及び短所について説明しなさい。
- 問 2 現行の制度会計においては、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則の規定により、関連当事者との取引に関して注記しなければならないこととされている。関連当事者との取引の意義を述べた上で、関連当事者との取引はなぜ注記しなければならないのか、その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 連結財務諸表に関する会計基準に基づき、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、どのような企業をいうのか述べなさい。
2. 持分法に関する会計基準に基づき、「子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、どのような場合をいうのか述べなさい。
3. 持分法の適用範囲について述べなさい。

1. (1)持株基準とは直接・間接に議決権の過半数を所有しているかどうかにより子会社を判定する基準である。
 (2)数量を基準ということでの客観性はあるが、持株比率を変動させ連結の範囲を恣意的に操作する余地がある。
2. 関連当事者との取引は、対価の有無にかかわらず、対等な立場で行われているとは限らず、会社と関連当事者との取引が財務諸表に与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切な情報を提供するために関連当事者との取引に関する注記が必要とされている。

Ⅱ 連結財務諸表に関する会計基準

(1) 設 定(平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

連結財務諸表は、支配従属関係にある 2 つ以上の企業からなる集団(企業集団)を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。

(2) 親会社説(日 本)

単一の支配下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するとともに、資本に関しては、連結財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主の持分のみを反映させる考え方をいう。

(3) 経済的単一体説(IFRS)

企業集団は親会社と少数株主がともに支配しているものであり、連結財務諸表は双方のために作成されるべきとする考え方である。少数株主持分は企業集団の内部者とされ、少数株主持分は計上されず資本に含まれ、少数株主損益は連結損益計算書上、税金等調整前当期純損益に含まれる。

(4) 親会社

他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配している企業をいい、子会社とは、当該他の企業をいう。

親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業もその親会社の子会社とみなす。

①他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業

②他の企業の議決権の 40%以上を自己の計算において所有している企業であって、次のいずれかの要件に該当する企業

(イ)自己の議決権と自己と同一の議決権を行使すると認められる者等の議決権を合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めること

(ロ)他の企業の意思決定に影響を与える者が、当該他の企業の意思決定機関の構成員の過半数を占めていること

(ハ)他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

(ニ)他の企業の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること(自己と緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む)

- (ホ)その他、他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ③自己の議決権(議決権を有しない場合を含む)と、緊密な関係があることにより自己と同一の議決権を行使すると認められる者等の議決権を含めて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記②(ロ)～(ニ)のいずれかの要件に該当する企業

(5) 非連結子会社

投資家の判断を誤らせないために、連結の範囲からはずす。

- ①支配が一時的と認められる会社 (判断)
- ②連結することで利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある会社 (判断)
- ③インフレが著しく進んでいる国の会社 (判断)
- ④投資家の判断に影響を与えない重要性の低い会社 (コストベネフィット)

尚、IFRS では、こうした連結除外の規定は設けられていない。

取得初年度の連結B/S

第1年度 連結精算表

-> 移記] 仕訳ではない
-> 移記]

-> 移記] 仕訳ではない
-> 移記]

取得初年度 個別財務諸表				連結仕訳				連結 貸借対照表
科目	P社	S社	合計	開始仕訳 (a)	S社当期純 利益の配分 (b)	のれん の償却 (h)		
貸借対照表	諸 S社への投資 のれん 資産合計	67,310 8,300	75,610 5,190	(5,190) 150				75,610 150
	諸 資産合計	72,500	80,800	(5,040)	0	0		75,760
	諸 負債	(35,000)	(2,000)					(37,000)
	少数株主持分		0	(1,260)				(1,260)
	資本金	(6,000)	(1,000)	1,000				(6,000)
	剰余金	(31,500)	(5,300)	→ 5,300				(31,500)
	負債・純資産合計	(72,500)	(8,300)	5,040	0	0		(75,760)
	損益計算書							
	諸 収益 のれん 償却 少数株主損益		0 0 0 0					0 0 0 0
	当期純利益	0	0		0	0		0
利益剰余金								
期首 当期純利益 期末残高	(31,500)	(5,300)	(36,800) 0	5,300	0	0		(31,500) 0
	(31,500)	(5,300)	(36,800)	→ 5,300	0	0		(31,500)

第1年度末 個別財務諸表				連結仕訳				連結 財務諸表
科目	P社	S社	合計	開始仕訳 (a)	S社当期純 利益の配分 (b)	のれん の償却 (h)		
貸借対照表	諸 S社への投資 のれん 資産合計	92,310 20,300	112,610 5,190	(5,190) 150				112,610 120
	諸 資産合計	97,500	20,300	(5,040)		(30)		112,730
	諸 負債	(35,000)	(12,000)					(47,000)
	少数株主持分		0	(1,260)	(400)			(1,660)
	資本金	(6,000)	(1,000)	1,000				(6,000)
	剰余金	(56,500)	(7,300)	→ 5,300	→ 400	→ 30		(58,070)
	負債・純資産合計	(97,500)	(20,300)	5,040	0	30		(112,730)
	損益計算書							
	諸 収益 のれん 償却 少数株主損益	(250,000) 225,000	(90,000) 88,000	(340,000) 313,000				(340,000) 313,000
	当期純利益	(25,000)	(2,000)	(27,000)		30		(26,570)
利益剰余金								
期首 当期純利益 期末残高	(31,500) (25,000)	(5,300) (2,000)	(36,800) (27,000)	5,300	→ 400	→ 30		(31,500) (26,570)
	(56,500)	(7,300)	(63,800)	→ 5,300	→ 400	→ 30		(58,070)

- (1) 第0年度P社のB/S
- (2) 第0年度S社のB/S
- (3) P社によるS社株式80%の取得直後のB/S (上記)
S社への投資 5,190 現預金 5,190
- (4) 第0年度 B/S連結仕訳
- (5) 連結仕訳とは、連結消去仕訳のこと

- (第1年度の開始仕訳)
- (第2年度の開始仕訳)
- ※ 連結剰余金 第1年度増加分によるもの
2,000-400-30=1,570 第1年度に移いたもの
7,300-1,570=5,730 相殺 連結剰余金
(当期純利益欄の当期分連結純増減 1,570)
(第1年度の連結部分ー子会社利益)

諸 資産 8,300
諸 負債 2,000
資本金 1,000
剰余金 5,300
負債資本計 8,300

諸 資産 72,500
諸 負債 35,000
資本金 6,000
剰余金 31,500
負債資本計 72,500

(4) 第0年度 B/S連結仕訳

S社資本金 1,000 S社への投資 5,190
S社期首剰余金 5,300 少数株主持分 1,260
のれん 150

(a) S社資本金 1,000 S社への投資 5,190
S社期首剰余金 5,300 少数株主持分 1,260
のれん 150

(b) S社の当期純利益は2,000
P/L少数株主損益 400 B/S少数株主持分 400
P/Lのれん償却 30 B/Sのれん 30

資本金 1,000 S社への投資 5,190
期首剰余金 7,300 連結剰余金※ 1,660
のれん 120

第2年度 連結精算表

(連結第2年度)

第2年度末 個別財務諸表										連結消去仕訳						連 結 財 務 諸 表
科 目	P社	S社	合計	開始仕訳 (a) (第1年度末)	債権・債 務の消去 (b)	内部取引高・未実現利益の消去				S社当期純利 益の配分 (g)	のれん の償却 (h)					
						内部売上 高の消去 (c)	商品に係る 内部利益の 消去 (d)	備品売却に 係る内部利 益の消去 (e) ※2	減価償却費に含 まれる内部利益 の実現 (f)							
貸借対照表																
諸 資 産	168,010	20,000	188,010		(20,000)								188,010			
P 社 へ の 売 掛 金		20,000	20,000										9,000			
商 品	10,000		10,000				(1,000)		(1,000)				4,000			
備 品		5,000	5,000						(1,000)							
S 社 へ の 投 資	5,190		5,190	(5,190)									90			
の れ ん				120									(30)			
資 産 合 計	183,200	45,000	228,200	(5,070)	(20,000)		(1,000)		(1,000)				201,100			
諸 負 債	(59,700)	(33,200)	(92,900)										(92,900)			
S 社 からの 買 掛 金	(20,000)		(20,000)		20,000								(400)			
原 価 償 却 累 計 額		(500)	(500)					200				(600)	(2,060)			
少 数 株 主 持 分	(6,000)	(1,000)	(7,000)	(1,660)									(6,000)			
資 本 金	(97,500)	(10,300)	(107,800)	1,000				800	→ 1,000	→ 600	→ 30		(99,740)			
利 益 剰 余 金	(183,200)	(45,000)	(228,200)	5,070	20,000		1,000	→ 1,000	→ 0	→ 30			(201,100)			
損益計算書																
売 上	(300,000)	(100,000)	(400,000)			50,000							(350,000)			
備 品 売 却 益	(1,000)		(1,000)						1,000				281,000			
売 上 原 価	240,000	90,000	330,000			(50,000)	1,000						26,900			
販 売 費 ・ 管 理 費	20,000	7,000	27,000							(100)	30		30			
の れ ん 償 却							(200)						400			
少 数 株 主 損 益										600						
当 期 純 利 益	(41,000)	(3,000)	(44,000)			0	800	→ 1,000	→ 600	→ 30			(41,670)			
利益剰余金																
期 首 残 高	(56,500)	(7,300)	(63,800)	5,730				→ 800	→ 1,000	→ 600	→ 30		(58,070)			
当 期 純 利 益	(41,000)	(3,000)	(44,000)					→ 800	→ 1,000	→ 600	→ 30		(41,670)			
期 末 残 高	(97,500)	(10,300)	(107,800)	5,730			800	→ 1,000	→ 600	→ 30			(99,740)			

- (a) 第2年度の修正消去欄の仕訳 (開始仕訳)
 S社資本金 1,000 S社への投資 5,190
 S社期首剰余金 7,300 少数株主持分 1,660
 のれん 120 S社期首剰余金 1,570 ※1
- (b) 債権債務の相殺消去
 S社からの買掛金 20,000 P社への売掛金 20,000
 S社からP社への商品売上50,000 (利益10%)
 S社売上高 50,000 P社売上原価 50,000
- (c) S社からP社への商品売上50,000 (利益10%)
 S社売上高 50,000 P社売上原価 50,000
- (d) P社のS社仕入在庫10,000の未実現利益消去 (ブラス・ト・ム)
 P社原価 1,000 P社商品 1,000
 少数株主持分 (B/S) 200 少数株主損益 (P/L) 200
- (e) P社は備品(5年)4,000を5,000でS社へ売却 ※2
 P社備品売却益 1,000 S社備品 1,000
- (f) 通大償却分100を戻す (実現分)
 S社減価償却累計額 100 S社販管費 100
- (g) S社の利益の少数株主持分を計算する S社当期純利益3,000×20%
 少数株主利益 (P/L) 600 少数株主持分 (B/S) 600
- (h) のれんの償却を行う
 のれんの償却 30 のれん 30
 ※1 2,000-400-30=1,570 第1年度に増の連結剰余金
 ※2 取引は消去しない (債権債務でない、損益取引でない)
 が、内部利益は消去する
- S社利益 (3,000)
 少数株主持分 600
 P社内部利益 (200)
 P社少数株分 1,000
 P社売却益 200
 S社売却益 1,000
 S社消却額 (100)
 のれん償却 30
 第2年度連結剰余金増 (670)
 第1年度連結剰余金増 (1,570)
 計 (2,240)

(連結第3年度)

第3年度末 個別財務諸表				連結仕訳								連結財務諸表
科 目	P社	S社	合計	開始仕訳 (a)	内部取引高・未実現利益の消去			S社当期純利 益の配分 (g)	のれん の償却 (h)	剰余金処分の調整		
					内部売上 高の消去 (c)	商品に係る 内部利益の 消去 (d)	減価償却費に含 まれる内部利益 の実現 (f)			受取配当 金の振戻 し (i)	配当金 の調整 (j)	
貸借対照表												
諸 資 産	191,510	51,900	243,410									243,410
商 品	15,000		15,000	(1,000)								13,500
備 蓄		5,000	5,000	(1,000)								4,000
S 社 へ の 投 資	5,190		5,190	(5,190)								
の れ ん				90					(30)			60
資 産 合 計	211,700	56,900	268,600	(7,100)		(500)			(30)			260,970
諸 負 債												
原 価 償 却 累 計 額	(69,700)	(39,900)	(109,600)	100			100					(109,600)
少 数 株 主 持 分		(1,000)	(1,000)	(2,060)			100	(1,000)			60	(800)
資 本	(6,000)	(1,000)	(7,000)	1,000								(2,900)
剰 余 金	(136,000)	(15,000)	(151,000)	8,060		400	400	→ 1,000	→ 30		→ (60)	(6,000)
負 債 ・ 純 資 産 合 計	(211,700)	(56,900)	(268,600)	7,100		500	0	→ 0	30		→ 0	(141,670)
損益計算書												
売 上	(400,000)	(150,000)	(550,000)									0
売 上 原 価	330,160	135,000	465,160		60,000							(490,000)
販 売 費 ・ 管 理 費	30,080	10,000	40,080		(60,000)	500						405,660
受 取 配 当 金	(240)		(240)				(100)				240	39,980
の れ ん 主 損 益						(100)			30			0
少 数 株 主 損 益												30
当 期 純 利 益	(40,000)	(5,000)	(45,000)		0	400	(100)	1,000	30		240	900
利益剰余金												
期 首 残 高	(97,500)	(10,300)	(107,800)	8,060								0
減 少 高 :												
配 当 金	1,500	300	1,800								(240)	(99,740)
当 期 純 利 益	(40,000)	(5,000)	(45,000)			400	(100)	→ 1,000	30		→ (60)	0
期 末 残 高	(136,000)	(15,000)	(151,000)	8,060		400	(100)	→ 1,000	30		→ (60)	1,500

(a) 第3年度の修正消去欄の仕訳(開始仕訳)
 S社資本金 1,000 S社への投資 5,190
 S社期首剰余金 8,060 少数株主持分 2,060
 のれん 90 商品 1,000
 減価償却累計額 100 備品 1,000

(b) S社からP社への内部売上60,000 (内部利益10%)
 S社売上高 60,000 P社売上原価 60,000

(c) P社のS社仕入期末在庫5,000の未実現利益消去
 (前期末仕入在庫10,000)
 売上原価 500 商品 500
 少数株主持分(B/S) 100 少数株主損益(P/L) 100

(d) 償却資産に含まれる内部利益の実現
 (減価償却分の戻し)
 減価償却累計額 100 販管費 100

(e) S社当期利益の少数株主持ち分の計算
 少数株主利益(P/L) 1,000 少数株主持分(B/S) 1,000

(f) のれんの償却を行う
 のれんの償却 30 のれん 30

(g) 受取配当金の二重利益排除(S社からのP社受取分)
 受取配当金(P/L) 240 配当金(S/S) 240

(h) 受取配当金のS社の少数株主受取分
 受取配当金(B/S) 60 配当金(S/S) 60

(i) 少数株主持分(B/S) 60 少数株主受取分 60

第3年度連結剰余金増 計 (3,430)
 第2年度連結剰余金増 計 (2,240)
 計 (5,670)

④ 金融政策

No.

Date 2019.02.12

2020.05.18

参考資料 (竹田陽介著 2018.2.10 コアテキスト・金融論) 貨幣供給は物価水準を動かす (実質所得には影響しない)

1. リカド (1772-1823) の貨幣の中立性

莫のナポレオン戦争期のインフレーションとその後の衰退に降いて

名目貨幣数量の変化は、「実質変数」とは独立に「名目変数」のみで

影響を受けるという貨幣の中立性を主張した。

貨幣供給量は、左側にある「金」と流通の「イコカール」の積である。

$$P_y = M \cdot V$$

$$y = \frac{MV}{P} \quad \left(\begin{array}{l} \uparrow \text{所得を増やす} \\ \downarrow \end{array} \right) \quad P = \frac{MV}{y} \quad \left(\begin{array}{l} \uparrow \text{物価を動かす} \\ \downarrow \end{array} \right)$$

P : 一般物価水準

y : 実質所得

M : 名目貨幣供給量 V : 貨幣の流通速度

名目貨幣供給量 M の変化に対して、実質所得 y は変化せず、一般物価水準 P の変化によって、名目所得 $P \cdot y$ が一対一の割合で変化する。

2. フリーマンのマネタリズム

金本位制下にあった現代の貨幣数量説を復活させたのがフリーマンのマネタリズム (Monetarism) である。貨幣の中立性を主張する。

3. 現代の金融政策の目標

- | | | |
|----------|--------------------|--------|
| (1) 操作目標 | 超短期
金利、当座預金残高 | } 運営目標 |
| (2) 中間目標 | 中長期
長期金利、貨幣供給量 | |
| (3) 政策目標 | 完全雇用、物価の安定、国際収支の均衡 | |

信用乗数メカニズム

中央銀行は、バランスシートを操作することにより、

民間金融部門および民間非金融部門のいずれの部門にも影響を及ぼすことができる。

4. 金融政策

(1) 中央銀行の役割は通貨当局の、国民経済の発展と安定を図る目的で
行う政策 (景気調整と物価安定のための経済政策)

(2) 金融市場を通じて、資金量及びその流れを調整する

(3) 金融政策の手段

金融引き締め --- 景気加熱の鎮静化

金融緩和 --- 景気回復、上昇

(4) 実行機関

政府

中央銀行 --- 金利政策、公開市場操作、支払準備率操作

(5) 通貨供給量

マネーストックのコントロール (マネーサプライ)

総需要の調整

資金の供給の調整及び配分は、金融市場における金利メカニズムで行う

(6) 金融政策は、財政政策とともに、総需要の調整を目的とする需要管理政策である

① 財政政策は、財政支出の規模や租税の増減を通じて、

総需要の直接影響を及ぼす

② 金融政策は、通貨、信用、金利を通じて 総需要に間接的な影響を及ぼす

↓
景気停滞からの脱却

(7) ホールディング・イン・ザ・バンク

成長政策と安定政策と両方とを兼ねるための財政金融政策として、

金融政策により、民間資本形成に不可欠な資源の供給を増大させる一方、

その結果生じるインフレ抑制のために、増税を伴ってそれを抑える。

租税構造は、公平の原則を重視し、政府支出は、資源の有効配分を

決めるべきとした。

5. 中央銀行のバランスシート

資産	負債
対外資産	現金通貨発行高
政府向け信用	ハイパワードマネー = マネーサプライ = マネーストック
<u>国債</u>	
預金通貨 銀行向け信用	
<u>貸出</u>	中央銀行の負債項目である
その他	現金通貨と準備の和として 定義されるハイパワードマネーに対して、 <u>マネーサプライは、民間非金融部門の</u> <u>資産項目である現金通貨と預金通貨の</u> <u>和として定義される。</u>

6. 信用乗数理論

ハイパワードマネーのコントロールを通じて、マネーサプライを調整
するメカニズムをいう

7. 公定歩合

中央銀行が⑧の利率 公定歩合の変更は、政策変更を世に知らせるメカニズムを持つ

中央銀行	民間金融部門	民間非金融
貸出⑤	貸出L	預金D
準備R	中銀⑧	借入L
現金通貨	準備R	その他
	預金D	その他

中央銀行の負債である準備Rは、民間金融部門の資産である

$R = \Delta D$ 準備Rの利率は R で、準備/現金比率 β

8. 信用乗数理論の概略

マネーサプライに影響を与えるメカニズム

中央銀行

民間金融部門

民間金融部門

③ B	② R	① R = BD	⑤ D	⑤ D	④ L
	通貨発行?	④ L	③ B		

- (i) ハイロー・マネーは 準備 R
マネーサプライは 総金 D

(ii) 中央銀行貸出 B の利率は、公定歩合とほぼ等しい
中央銀行による金融政策手段の1つである公定歩合の変更は、
金融政策変更を世に知らせるインストルメント効果がある。

(iii) 準備 R の利率はゼロ

(iv) 準備法金比率を β とすると、民間金融部門の保有する準備 R は

$$R = \beta D \quad \text{となる。}$$

(v) たとえば、民間金融部門が所要準備を超える超過準備を
保有しても、ゼロの利率しか得られぬので、貸出の得られる収益率の
分だけ機会費用が発生する

そこで、中央銀行がハイロー・マネーを増加させる政策、
具体的には、中央銀行貸出を ΔB だけ増やす政策をとると

$B + \Delta B$	$R + \Delta R$	$R + \Delta R$	D	D	L
		L	$B + \Delta B$		
$\Delta B = \Delta R$		超過準備 $R + \Delta R > \beta D$			

そこで、民間金融部門は、超過準備を解消するために、
民間企業等部門に対する貸出しを ΔL だけ増加させる。

貸出しは、民間企業等部門全体の中央銀行貸付と等しく、預金も ΔL だけ増加する。

民間金融部門が、超過準備を解消するために、民間企業等部門に
とだけ貸出しを増やせばよい。次の通り式になる

$$R + \Delta B = \beta(D + \Delta L)$$

よって、追加貸出 ΔL は、

$$\Delta L = \Delta B / \beta \quad \text{となる。}$$

$B + \Delta B$	$R + \Delta R$	$R + \Delta R$	$D = \Delta B / \beta$	$D + \Delta B / \beta$	$L + \Delta B / \beta$
		$L + \Delta B / \beta$	$B + \Delta B$		

中央銀行貸付 ΔB

→ 預金 $\Delta B / \beta$

$1/\beta = \text{信用乗数}$

結局、中央銀行が中央銀行貸付を ΔB だけ増やすハイパーマネーの緩和を行えば、
マネーサプライが $\Delta B / \beta$ だけ増加することになる。

ハイパーマネーの変化分に対するマネーサプライの変化分の比率を、信用乗数と呼ぶ。

この場合、 $1/\beta$ に等しくなる。

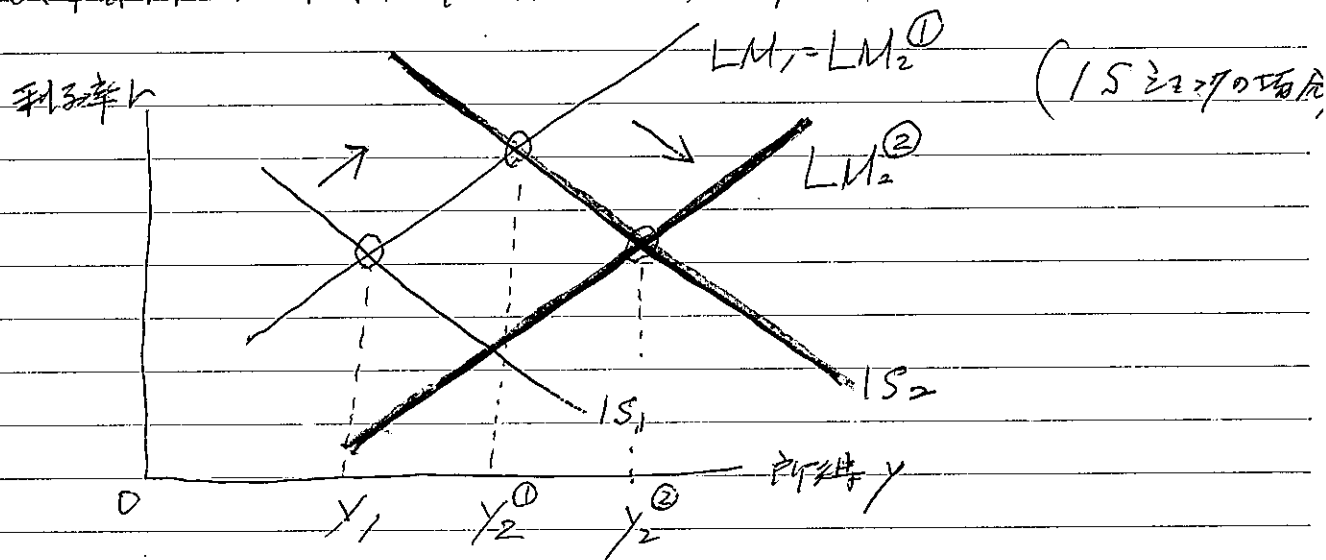
よって、信用乗数メカニズムを置いて、操作目標とするハイパーマネーの
変化から中間目標とするマネーサプライの変化へと金融政策が伝播していく。

9. 運営目標の選択

(1) モネーサプライの量をコントロールする政策

(2) コーレタレと利子率をコントロールする政策

政策目標を、所得水準の安定化にあるとすると、



右下りの IS 曲線は、財市場の均衡をもたす (Y, r) の組合せを示す。

右上りの LM 曲線は、貨幣市場の均衡をもたす (Y, r) の組合せを示す。

IS 曲線と LM_1 曲線の交点では、財市場・貨幣市場の両方にないも均衡がとれている。

(iii) 才一のケース — 財市場の変化からする場合 (ISが右へ移動) ^{利子率を上げ?}

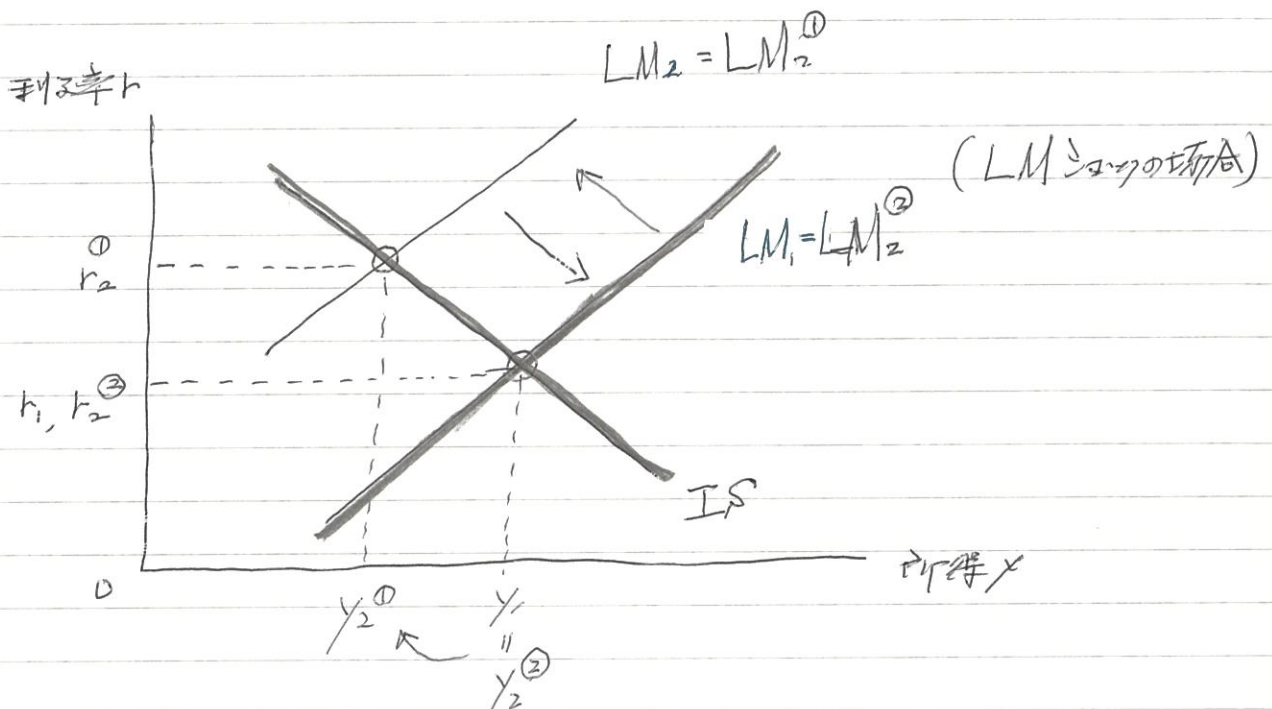
右のグラフの場合 IS 曲線は、 IS_1 から IS_2 へと右へ移動する。

実定所得は、 Y_1 から Y_2 へと変動する。

(iv) もし運営目標が、利子率のコントロールの場合、 IS 曲線の右へ移動し利子率の上昇を伴った場合、中央銀行はマネーサプライを市場に供給する。 LM 曲線は LM_1 とし、実定所得は Y_1 から Y_2 へと変動する。

貨幣供給を増やす

(5) $\pi = 0$ のケース - 貨幣市場に変化がある場合 (LM シフトの場合)



貨幣需要を増大させるシフトが生じた場合、LM 曲線は、
 LM_2 へとシフトする。 (利率を上げる)
 (貨幣量を増やす)

もし、中央銀行がマネーサプライをコントロールする場合、
 LM 曲線は、 $LM_2^{(1)}$ にシフトしたままになり、 (マネーサプライを増やす)
 実質所得は、 Y_1 から $Y_2^{(1)}$ へと変動する。
 (減少)

もし、利率をコントロールする場合は、中央銀行は LM_2 曲線を
 もとに戻すのにマネーサプライを増加させ、 LM_2 曲線は $LM_2^{(1)}$ へ
 戻る。
 (貨幣量を増やす)

この場合、実質所得は、まったく変動しないことになる。
 (元に戻る)

⑦

つまり、実質所得の変動を最小化する金融政策には、
 貨幣市場の変動に伴い、利率をコントロールする運営が
 求められる。

10. グリトハートの法則

数量方程式 $Py = MV(i)$ を対数変換し、時間を微分し、

$$\frac{\dot{V}(i)}{V(i)} = \frac{\dot{P}}{P} + \frac{\dot{Y}}{Y} - \frac{\dot{M}}{M}$$

が得られる。

(1) 一般物価水準 (P) あるいは実GDP (Y) に由る
ショックが生じる場合、

(1) マネーサプライ (M) のコントロールを運営目標とする金融政策は、

すべての変動は、貨幣の流通速度 (V)、ひいては名目利子率 (i) の
変動が吸収される。

ボルカーの行なった政策はこの場合に該当する。

(2) 一方、名目利子率 (i) のコントロールを運営目標とする場合、

貨幣の流通速度 (V) が安定化され、すべての変動は、

マネーサプライ (M) が吸収される。

11. 資金効果

(1) 物価水準の変化

① 実質貨幣残高を巡る効果

上昇は実質貨幣残高の減少を意味するので、LM曲線を左にシフトさせる。

② 実質の富が実質の消費に正の影響をもたらす経済的資金効果

$$C = C\left(Y, \frac{W}{P}\right), \quad W \equiv M + B$$

貨幣M、債券B、富B

実質の富(資金) W/P が増えると、実質の消費Cが増えるので、消費の資金効果である。

一般物価水準Pの上昇が 実質資金の低下 を通じて、マクロ経済全体の 実質消費を低下 させる。仮定している 2つの考え方があり

サー・マンデル効果

$$P \uparrow \Rightarrow \frac{W}{P} \downarrow \Rightarrow C\left(Y, \frac{W}{P}\right) \downarrow$$

物価水準の上昇は、
実質消費への負の影響がある。

スターン・フィッシャー効果

一般物価水準の上昇の効果は、

債権者 (正のB, 消費性向大): $P \uparrow \rightarrow \frac{B}{P} \downarrow \rightarrow$ 消費減 ↓

全体では
 $C\left(Y, \frac{W}{P}\right)$

債務者 (負のB, 消費性向小): $P \uparrow \rightarrow \frac{B}{P} \uparrow \rightarrow$ 消費増 ↑

債権者、債務者は資金の増加による消費を増やす点には同じ

しかし、債権者にとっては、実質資金の低下 $\rightarrow$ 消費減 ↓

債務者にとっては、実質資金の低下 $\rightarrow$ 消費増 ↑

2020.08.15

7 高橋是清

1904 日露戦争時の外債募集 約20億の戦費調達

1927 昭和金融恐慌発生 - 48日間の凍結化

1931 世界大恐慌時に 世界最速にデフレ脱却

1. 日露戦争の戦費調達 20億円 1904.2.8

(1) 日本の1億では世界は誰も相手にしない

日本がロシアに勝つ確率は限りなくゼロ

(比較)

	日本	アメリカ	ロシア
GDP	1	15	8
軍事費	1 (1億円)		3 (2億円)
人口	1		3
国力	1		15

イギリスは5億円 ~

米の2億5千万、ハンガー - 27 10億円

その他 5億円

11-22%のシフト

2. 昭和金融恐慌を収める

1927. 3. 14

(1) 2月10日の蔵相

(2) 井岡直造 (カタカタヤハル)

東京渡辺銀行の破産をいじめた

当日休業、翌日全株停止

↓

他銀行にも引き出し人が殺到 → 取り付け騒ぎ → 収束

(3) 翌日には金本高が倒産、休業 → 取り付け騒ぎ

(4) 若槻礼次郎内閣総辞職 田中義一が首相となる

(5) 4/20 3度目の蔵相に就任

2夜 全銀行に対し モントリアムを緊急勅令にて決定させ

(支払延期)

500円

500円未満は、払出し可、500円以上は 3週間延期

(6) 22、23日 全銀行を休業させ

この間に刷り出された紙幣を刷りさせる

(7) 25日から、全銀行が500円未満の支払に充ち、

(8) 大量に刷った紙幣は「片面印刷」だった

各銀行の窓口では大量の片面紙幣をカウンターに ^{500万円} 山積み

(9) 5/4 - 5/9 臨時議会の発出

阪谷善郎が総論

(10) 3週間のモントリアムが明けず 混乱は起すところ

6/1 蔵相を辞職

3. ^大世界恐慌からの立ち直り

(才一郎) 金輸出再禁止による金本位制からの脱離

(才一郎) 日銀の口債引き増
禁止、ハリエフターエター

(1) 好景気の反動

(2) 1930.1 日本は金輸出再禁止 (為替を固定しにしようとしたため)

インフレを呼ぶ → 円高 → 輸出の激減

(3) 金本位制 貨幣の量を固定し、為替レートを下げる目的、効果は
短し、戦時などには 対外支拂のため 金輸出再禁止
金本位制では、金の保有量としか、貨幣を発行
できないため 金と金貨 (金) が不足する
→ 1917年 日本は金輸出禁止 元金
1929年 当時主要国で 金輸出再禁止を行っ
ていたのは 日本だけだった
→ 出口増税、井上義相は 1930.1 金輸出再禁止
→ 当時円高 (100円45ペニ) → 円高 (100円48ペニ) 解消
→ 輸出減少、国内生産減退

(3) 1931.12.13 張江内閣が例に 大隈内閣へ

① 蔵相となった高橋 (大隈内閣) は 金輸出再禁止

② 次に、日銀による 口債の引き増

(現在は財政法5条で禁止)

是清の如きは、政府の獲得資金を公共事業に廻し、前輸入提供すること
軍事、土木、植民地整備などにFの活用を生ず、生活と生産の向上

(4) 日本は、最速 (581年) で不況に陥る。1935.6 口債発行と軍事費を上げ
軍部の不況は 1936.2.6 AM 5:05 発表

高橋是清 遺訓と回志

2020.04.27

和の生きるとは世にそのノミナリ

1. 人生における金銭の価値

和の金銭重視

和の金銭重視は他人の独立心

自分だけの力だけで

他の助力を求めている

和の金銭重視は和の金銭の価値

2. 和の金銭重視

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

3. 和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

和の金銭重視は和の金銭の価値

6. 国では、自分一人の胸中にとどめて
人に言わせないことが大切

昔々にも、英雄の心算を盗る者がいて
その心算を盗ると確信していた。

7. 龍も風云の出るわけでは、天は^{昇る}昇るわけでは無い。
しかし、天は昇るのを止める風云を作って昇るのを止める。
風云は自然に起るのではなく、天は昇るのを止める
わけでは無い

8. 機会とは決して作られるものではない

自分の前に 自然に 出てきたものを捉えなければならぬ。
どうして心を身お世は 楽に暮らさるべきか?

9. 故川田隆哉の こと。機会というものは、先ず決まっていた
わけでは無い

—— 機会というものは、人間の一生の中に始まる、一度や二度は
来ることがある、それを捉え逃すと、その人は一生出世の夢を
とるが、この機会とは、いつ、どこで訪れるか、とあるが来ることが
解らない。機会が来たらそれを捉え逃さないことが大切

10. 機会にこそ最も 素直に提言 する

(1) 素直に言う 素直に 準備 しておく

(2) 意見を言う

(3) 品質を高くする

(4) 岩崎さん 機会に提言 する

川口さん、海老川さん、足立さん にも 提言 する

素直に言う、素直に言う ことが 提言 である

後発事象

subsequent event

情報にて誌記

2020.05.15

1. 決算日の翌日に降に発生した、会社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす会計事象。 既に、お知らせ済み

(1) 期後発事象

発生した会計事象が、当該事業年度の財務諸表には 影響を及ぼさない、又事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、重要性により当該事業年度の財務諸表に誌記を行うもの

(2) 修正後発事象

決算日後に発生した会計事象のうち、実態上の原因から決算日現在において、すでに存在しているため、財務諸表の修正を行う必要があるもの

(3) 利益計算の原則

決算日後に発生した事象は、当期の会計処理に反映されない余地はない。

しかし、次期以降に重要な影響を及ぼすものは、情報にて先取り形で伝達することにより、利用者情報として必要とする。

- (1) 火災、水害等重大な損害の発生
- (2) 合併、重要な買収の譲渡、譲受
- (3) 折減等、証券の発行、増上償還
- (4) 重要な係争事件の発生、解決
- (5) 重要な取引先、倒産
- (6) 競争、低価格

2. 当期の決算日後に発生した事実で、

次期以降の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼすものを後発事実という。

後発事実の明示は、会社の将来、財政状態および経営成績を理解するための補足情報として有用である。
従って、述べなければならぬ。

3. 決算日後に発生した事実の総称、

会計全書
Top. 経営報告書の変更

(1) 修正後発事実

決算日現在、その事実の要因や部機関
発生して、当季当年の財務諸表に
誤りを含むもの

借倒し金倒しによる引当不足、未確定事項の確定

(2) 明示後発事実

決算日現在には発生しなかったが、新たな事実

決算日に降の増減率、合併、経営環境、

災害の発生など

(1) の例

① 決算日後に於ける訴訟の解決により、決算日において既に債務の
存在したことが明確になった場合

— 借倒し債務の明示では不十分

② 決算日後に於ける経営方針の転換により、決算日において既に経営
方針に重大な変化が生じていることが裏付けされた場合

— 貸倒引当金の追加計上

6. 附示後発事象の取扱い

- (1) 翌事業年度の 1/5, 1/4, 1/3 に ^{会計事象である} 影響を及ぼす事項であること
- (2) (1) について 重要な影響 ^{直接的} があること ^{金額的に大きな影響を及ぼす}
- (3) 決算日に 発生した事象であること
↓
以降

6. 追加情報と後発事象

取締役会が決議した、決算期前における、監査報告日後の新事実について
これについては 追加情報として開示する。

6. 後発事象、追加情報、臨時報告について

7. 附示後発事象の開示

(1) 会社の事業に与る

- ① 重要な事象の発生、経過
- ② 重要な分割、合併
- ③ 重要な事業からの撤退、事業中止、売却先の変更
- ④ 重要な資産の譲渡、設備投資
- ⑤ 大規模な訴訟提起等の要請
- ⑥ 重要な契約、契約解除
- ⑦ 多額の借入
- ⑧ 会社の意思以外、火災、震災、出水、戦争
- ⑨ 係争事件の発生
- ⑩ 継続企業の前提に与える重要な不確実性

8. 注記

開示後発事実

(1) 計算書表に注記

(2) 注記されない場合は、監査報告書に除外事項とする

必要性

(1) 既知のものであること

— 既知のものである注記してもよい

(2) 情報としての価値はあっても

— 既知のものであること

(3) 会計部局を情報として開示

— 偏誤債務^ははあるか...

この^点を注記しては必要。

破産更生債権等への振替えを検討するとともに、それに見合った貸倒引当金を計上しなければならない。

偶発債務 [contingent liability]

債務の保証、係争事件にかかる賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において債務となる可能性のあるものをいう。財務諸表上、潜在的なリスクを伴うものとしての開示が必要なため貸借対照表の注記項目となる。当該偶発債務の潜在的なリスクが顕在化する可能性が高くなれば、会計上、引当金等の債務が計上されることとなる。

なお、有価証券報告書においては、訴訟事件等について財務諸表末尾の「その他」欄に記載することとされている。

偶発事象 [contingency]

利益または損失の発生する可能性の不確実な状況が、貸借対照表日現在、既に存在しており、その不確実な状況が将来事象の発生することまたは発生しないことによって、最終的に解消されるものをいう。

偶発事象は、偶発利益と偶発損失に分類される。

偶発利益については、実現主義の観点より、発生が不確実な段階では会計上の処理は行われない。他方、偶発損失については、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金として計上され、それ以外の場合には、貸借対照表に注記することにより開示される。

なお、偶発事象のうち重要なものに関しては、独立監査人の監査報告書上、追記情報として記載される。

偶発損失 [casual loss]

→偶発事象

偶発損失引当金 [provision for contingent loss]

期末時点において損失の発生する可能性の事象の存在があり、将来において一定の事象が発生することにより、損失の発生可能性が高く、かつ、その影響額を合理的に見積もることが可能な場合には、その発生見込み額を偶発損失引当金として計上する。

偶発損失引当金の典型的なものに損害補償損失引当金などがある。

たとえば、企業に対し損害賠償請求の訴訟が提起されている場合において、当該

6 重要な後発事象の注記

会計の利益計算は、継続企業の公準により永続的であるとされる企業活動を1期間ごとに区切り、発生主義会計の諸原則を適用して行われているから、当期の決算日後に発生した事象の影響が、当期の会計数値に反映される余地はない。しかし当期の決算日後に発生した事象であっても、次期以降に重要な影響を及ぼすため、最新情報として注記の形で伝達することにより、財務諸表の利用者の意思決定が促進される場合もしばしば存在する。たとえば決算日後に次のような事象が発生した場合がそれである。

- (a) 火災・出水等による重大な損害の発生
- (b) 多額の増資または減資、および多額の社債の発行または繰上償還
- (c) 会社の合併、重要な営業の譲渡または譲受け
- (d) 重要な係争事件の発生または解決
- (e) 主要な取引先の倒産

当期の決算日後に発生したこのような事象で、次期以降の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼすものを後発事象という。後発事象を開示することは、当該企業の将来の財政状態および経営成績を理解するための補足情報として有用である。したがって決算日後、財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象は、財務諸表や計算書類に注記しなければならない（企業会計原則・注解1-3、財務諸表規則8条の4、会社計算規則114条）。

7 附属明細表

附属明細表（supporting schedule）は、貸借対照表や損益計算書の記載内容を補足するために、重要項目の期中増減や内訳明細などを表示した書類である。会社法（435条2項）はこの書類を附属明細書とよび、財務諸表規則は附属明細表とよんでいる。

会社計算規則（117条）により作成が義務づけられている附属明細書は、原則として次の4種である。①有形固定資産および無形固定資産の明細、②引当金の明細、③販売費および一般管理費の明細、④関連当事者との取引に関して注記を省略した事項の明細。他方、財務諸表規則（121条）により作成が義務づけ

未満のものを除く)、銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、保険業法に規定する保険会社これらに準ずる者として政令で定める者をいう。

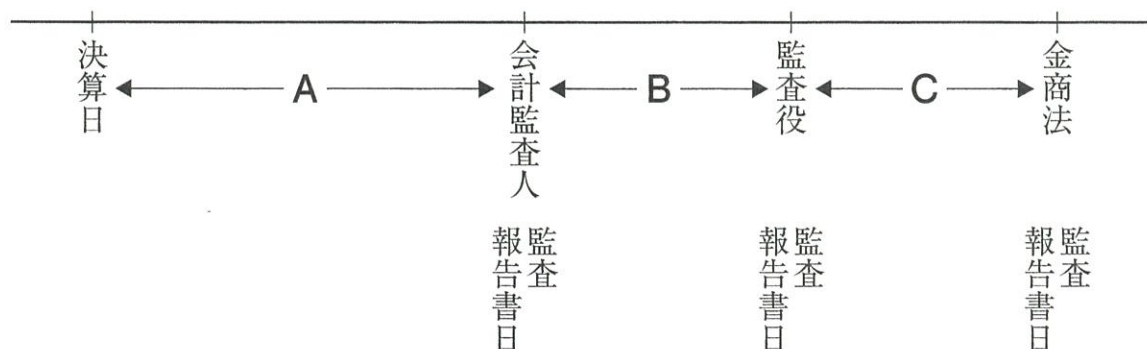
後任監査人 [successor auditors]

監査人の交代に際して、被監査会社から、前任監査人に代わる監査人の予定者として指定されたり、すでに監査契約を締結した監査人をいう。監査人は、被監査会社の親会社と同一の監査人に変更する場合、被監査会社の監査リスクが高いと判断された場合、被監査会社との間で監査報酬についての合意が得られない場合等に交代することがある。監査人の交代に当たり、後任監査人は、監査契約を締結してよいかの判断や監査契約を締結した場合にその後の監査の実施に有用な情報を入手するために、前任監査人より適切な引継を行わなければならない。後任監査人は、前任監査人に対して質問を実施したり、前任監査人の作成した監査調書を閲覧することにより適切な引継がなされるようにする。

後発事象 [subsequent event]

後発事象とは、決算日の翌日以降に発生した、会社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす会計事象である。後発事象は開示後発事象と修正後発事象に分類される。開示後発事象とは、発生した会計事象が当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、重要性によって当該事業年度の財務諸表に注記を行う必要があるものである。一方で修正後発事象とは、決算日後に発生した会計事象ではあるが、実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しているため、当該事業年度の財務諸表に修正を行う必要があるものである。

金融商品取引法においては、後発事象として上記の対応が必要なものは、有価証券報告書や四半期報告書の提出日までであり、それ以降は翌期の財務諸表において期中の会計事象として認識されることになる。



役監査報告（会社計算一（二三条一項））の内容とが異なる場合には、各監査役は、監査役会監査報告に自己の監査役監査報告の内容を付記することができる（会社計算一二（三條二項後段））。

（9）追記情報 追記情報は、①会計方針の変更、②重要な偶発事象、③重要な後発事象、④その他の事項のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項または計算関係書類のうち強調する必要がある事項とされている（会社計算一二（三條二項））。

なお「会計方針の変更」とは、一つの会計事実につき二つ以上の会計処理の選択適用が認められている場合（たとえば固定資産の減価償却方法としての定率法と定額法）に、その一方から他方に会計方針を変更することをいい、注記表に、①当該変更の内容、②当該変更の理由、③遡及適用をした場合には当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額、④遡及適用をしなかった場合には計算書類の主な項目に対する影響額、遡及適用をしなかった理由等が表示されるが（会社計算九（八條一項三号・一〇二条の二第二項））、監査報告には、監査役がその変更を相当と認めるか否か、およびそう判断する理由が記載される。企業会計原則によれば、「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」とされているからである（企業会計原則第一の五、同注解・注3。「継続性の原則」）。正当な理由なしに、たとえば利益操作のみを目的に会計方針が変更されれば、その変更自体が違法となる（会社四（三一條参照）とする見解が多い（山村忠平「会計方針の変更」青法二五巻四号二二頁「一九八三」、島原宏明「継続性の原則の本質―商法の立場から」法研七六巻八号五七頁「二〇〇三」）。しかし、「正当の理由」の内容は曖昧で、継続性の原則は未だ法規範とは認めがたいとする反対説もある（味村治「継続性の原則の現実」鈴木竹雄先生古稀記念・現代商法学の課題（中）九九一頁「有斐閣・一九七五」）。この点に関する裁判例として、大阪地判平成一五・一〇・一五金判一一七八号一九頁および東京地判平成一七・九・二二判タ一二〇五号二二頁（ともに継続性の原則に違反しないとされた例）、外国法等につき、尾崎安央「継続性原則の法的意義」早法六〇巻四号三九頁（一九八五）参照。

（ロ）会計監査人設置会社の場合 会計監査人設置会社（会社二（二條））における会計監査人の会計監査報告は、①

会計監査人の監査の方法およびその内容（会社計算一二（六條一項二号））、②計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見（同（二））、③②の意見がないときはその旨およびその理由（同（三））

更

② 貸借対照表の流動資産または固定資産の区分や、損益計算書の営業外損益または営業損益区分を超えることにより、財務情報に重要な影響を与える表示方法の変更

③ 会計基準等の改正に伴う会計方針の採用または変更

なお、会計上の見積りの変更、重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更および新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用は、会計方針の変更には該当しない。

③ 重要な偶発事象

偶発事象とは、利益または損失の発生する可能性が不確実な状況が事業年度の末日現在すでに存在しており、その不確実性が将来事象の発生することまたは発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。

偶発事象には、偶発利益と偶発損失があるが、偶発利益は利益として認識されず、また注記事項でもない。一方、偶発損失についてはその発生の可能性が高く、金額の見積りが可能な場合には引当金に計上され、それ以外のものについては注記が行われるべきものである（計算規則134条5号）。

これを踏まえて会計監査報告の追記情報とするかどうか判断されることになる。

会計監査報告
とされている

④ 重要な後発事象

後発事象については、旧商法とは、その取扱いが変更されているため、注意を要する。

旧商法施行規則129条では、会計監査人は、営業報告書に記載がない後発事象について取締役から報告があったときは、その事実を記載することとされていた。

しかし、会社法では、重要な後発事象はすべて個別注記表または連結注記表において注記されるべきものである（計算規則142条）。したがって、注記表に注記されていない重要な後発事象について取締役等から報告があった場合には、これを注記する等適切な修正をさせるべきであり、そのような注記がなされな

ることになる。例えば、貸付金 1,000 円の保有期間（決算時ないし受取時まで）に、1%のインフレーションが生じれば、10 円だけ購買力が減少した貨幣を受け取ることになる。これが、購買力損失とか、一般購買力損失とよばれているものである。

これに対して、1,000 円を借入れた場合、1%のインフレーションが、その存在期間（決算時ないし支払時まで）に生じていても、同一の一般購買力単位の貨幣で返済する必要はなく、同一の貨幣額で返済すればよい。そこで、（一般）購買力において減少した貨幣で返済をすることになる。かくして、10 円だけ返済の負担が軽くなる。貨幣で返済する負債すなわち貨幣負債の場合、インフレーション時には、購買力の視点からみれば、得をするのである。これが、購買力利益、一般購買力利益あるいは債務者利潤といわれているものである。

もちろん、デフレーション時には、貨幣資産の保有により、購買力において得をし、貨幣負債の存在により、購買力において損をすることから、購買力損益が生じる状況は、逆転する。

ところで、購買力損益をめぐるのは、二つの点で重要な見解の相違がある。第 1 点は、その性質を資本性とみなすのか、それとも損益性とみなすのかという点である。これに関して、購買力損益のすべてを損益項目とする見解、すべてを資本項目とする見解、一部を損益項目としその他を資本項目とする見解がある。第 2 点は、購買力損益のすべてを損益項目とするにしても、純利益の計算に算入するのかそれとも純利益の計算には算入せずに、別個の項目として表示するのかについて、見解が相違している。

（火原克二）

後発事象（監査） [英] subsequent event **決算日（貸借対照表日）後に発生した事象の総称。** 後発事項、決算日後の出来事、サブシケント・イベントともいう。一般に後発事象は 2 種のものに分類される。その一つは、**修正後発事象**といわれるものであり決算日現在にはすでにその事象の原因や動機が発生していて、当該事業年度の財務諸表上にこれに関する判断や見積りが織り込まれていたものについて、より具体的にこれを明らかにする事象として発生したものである。これによって以前の判断や見積りに誤りのあることが明確になった場合には、それに基づいて財務諸表のこの部分を修正しなければならない。**債権の貸倒れによる引当金不足の判明、未確定事項の確定**などはこの例である。いま一つは、

(2) **開示後発事象**といわれるものであり**決算日現在**ではその発生が予想できず、新たに発生した事象である。それは、**当該財務諸表の本体には影響しないが、次期以後の財務諸表に重要な影響を及ぼす場合には財務諸表の利用者の判断を助けるために、当該財務諸表への注記あるいはその他の方法によって開示する必要がある。**決算日以後の増減資・社債発行・同繰上償還、**会社の合併、営業の譲渡・譲受、係争事件の発生または解決、災害の発生等**で重要なものはこれに属する。なお、広義には財務諸表に直接影響を与えないような経営者の人事異動、新技術の発見、ストライキの発生なども後発事象であるが、影響が認められない限り会計や財務報告では問題としない。

後発事象の開示は、財務諸表による財政状態、経営成績の表示を補い、それによって利用者による企業の状況に対する判断を助け、特に投資の意思決定に役立つものであるから、**財務諸表制度にとって不可欠であるといわれる。**その開示方法については、企業会計原則注解では財務諸表への注記が指示され、財務諸表規則ではそれを強制している。また監査基準・報告基準では、**この注記のうち監査人が説明を付す必要があると判断したときまたは当該事項に係る記載につき強調する必要があると判断したときは、その内容を監査報告書に追記情報として記載するように指示する。**会社計算規則では注記として注記表における開示を強制し、必要に応じて監査役および会計監査人の監査報告書に記載を行う旨の規定がある。監査では、財務諸表の修正または注記を要するものが無視され、不十分に行われた場合には除外事項となる。監査手続として後発事象に関する内部報告制度の整備・運用状況の検討を行うとともに実証手続として取締役会議事録、目論見書、事故資料、裁判記録等を含む関係書類の閲覧、責任者への質問、外部関係者への照会ないし質問、決算日後の取引記録、その他会計資料等の分析等を採用し、後発事象の発生の有無に関する記載を含む経営者確認書を入手する必要がある。そのうえで後発事象の存否、内容、金額、次期以後への影響、金額を十分に考慮する必要がある。（高田正淳）

合併会社の会計 共同出資会社の会計ともいう。合併会社とは、複数の企業が事業主となって合併契約を結び、経営資源を拠出し合うことによって事業主グループの共同の利益獲得を目指して設立する会社をいう。国内企業同士の合併ならず、企業が

標準原価による直接労務費と直接労務費の実際発生額との差異がある。直接労務費差異は、これを部門別又は作業種類別に賃率差異と作業時間差異とに分けて分析する。

著作権 [copyright]

他人が作成した著作物を独占的・排他的に会社の利益獲得のために利用することができる権利であり、知的財産権の一種である。通常、会社内部で作成したものは法的に著作権があっても会計上は計上されず、外部から有償で取得した場合に貸借対照表に計上される。著作権は貸借対照表の無形固定資産の区分に計上される。

貯蔵品 [supplies]

燃料、油、釘、包装材料その他事務用品等の消耗品、耐用年数一年未満または耐用年数一年以上で相当価額未満の工具、器具および備品のうち、取得のときに経費又は材料費として処理されなかったもので貯蔵中のものをいう。なお、燃料、油等で製品の生産のため補助的に使用されるもの（補助材料をいう。）は、貯蔵品に属させることができる。

賃率差異 [labor rate variance]

予定賃率または標準賃率と実際賃率との差異に基づく労務費差異または直接労務費差異である。賃率差異の算式は以下のとおりである。

$$\text{賃率差異} = (\text{予定賃率または標準賃率} - \text{実際賃率}) \times \text{実際作業時間}$$

たとえば、会社が算定した予定賃率が800円、実際賃率が850円、実際作業時間が100時間だった場合、 $(800\text{円} - 850\text{円}) \times 100\text{時間} = -5,000\text{円}$ となる。これは予定賃率よりも実際賃率が高かったために5,000円の不利差異が発生し、予定よりも高く費用が発生したことを示している。

追加情報

会計方針あるいは貸借対照表または損益計算書等に注記すべきものとして金融商品取引法および会社法等で具体的に規定しているもの以外の注記をいい、財務諸表利用者が企業集団または会社の財政状態および経営成績に関して適正な判断を行う上で必要と認められる情報である。

具体的には、追加情報は(1)会計方針の記載に併せて注記すべき追加情報(例)

耐用年数のような会計上の見積もりの変更)、(2)財務諸表等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき追加情報(例:土地に係る圧縮記帳の説明)、(3)連結(中間連結、四半期連結)財務諸表固有の事項(例:連結の範囲変更に伴うセグメント情報への影響)、(4)その他(例:期末日が金融機関の休日のため通常の期末と異なる処理)に分類される。

追完情報

株式会社が株券の公募・売出を行う際に、有価証券報告書を組み込んだ方式(組込方式)の有価証券届出書を提出した際に有価証券報告書提出時点から、記載内容に変更が生じた際に追加で補完する情報のことをいう。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号の二様式に規定されており、主なものには、(1)財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合、(2)資本金の増減があった場合、(3)「事業等のリスク」に変更が生じた場合、(4)事業年度開始からおおむね7から9か月経過している際には中間会計期間の業績の概要、(5)事業年度開始からおおむね13か月経過している際には翌事業年度の業績の概要がある。

追記情報

監査人が、被監査会社の作成した財務諸表は適正であると判断した上で、財務諸表の利用者の判断を誤らせないようにするため、監査報告書上で強調して記載する情報である。追記情報を記載するか否かは監査人の判断によるが、何を記載対象とするかは、経営者が財務諸表において開示した情報に限られる。追記情報には、継続企業の前提に係る重要な疑義に関する事項、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、および重要な後発事象などがある。

追記情報は、もし経営者が必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明するほどの著しい影響を財務諸表に与える事項などに限られるため、財務諸表を利用するには特に注意が必要である。

追徴税額 [penalty tax]

税務調査により申告した所得金額や税額が修正されたり決定されたりすることなどによって、追加で徴収される税金のことである。

税務調査により、会社の所得計算に誤りがあり納税額が過少であった場合やそもそも申告をしていなかったと判断された場合には、あるべき所得金額および納税額を算定し、当初の納税額との差額を徴収されるほか、罰則として過少申告加算税や無申告加算税が徴収される。また、仮装や隠蔽などの不正行為により申告を免れて

汉

④

汉

2020.05.18
No. 2018.03.26
Date 2018.01.22
2017.01.30
2016.12.12
2016.10.11

1 项羽と劉邦

(1) 豪傑の世界

陳勝・吳广の反乱により、秦の圧政に反抗する民衆を指導し
各地に蜂起する諸国が出現する。

项羽と劉邦もその中にあった。

项羽小时候、学习认字写字，没有学成。放弄弦字，改学击剑，又没有学成。项梁很生气他的气。项羽说：“写字不过用来能写姓名而已。剑也只能抵敌一人，不值得学，要学能抵抗万人的。于是项梁就教项羽兵法，项羽非常高兴，粗略地知道了兵法大意，但又不肯认真学完。

……秦始皇巡游会稽，渡过浙江，项梁和项羽一同去观看。项羽说，“那个皇帝，我可以取而代之。”……项梁因此觉得项羽不同于一般人。项羽身高八尺有余，力能举鼎，才气过人，吴中子弟都已经敬畏他了。

西伯 粗略 剑 丧葬 梧 当心 户籍 戮戮 矣
jià jī cū lü jiàn sāng zàng wú dāng xīn hù jí shā lù yǐ

监狱 逮捕 欣喜 妄言 渡 尺 悼
jiān yù dài bǔ xīn xǐ wàng yán dù chǐ dào

(范增)

居郑人范增，七十岁了，一向住在家里，喜欢奇策妙计。他去游说^对项梁说：“陈胜失败本来是应该的。秦灭六国，楚国最没有过错。所以楚南公说，楚虽三户，亡秦必楚。如今陈胜首先起事，攻存亡楚口的后裔而自立为王，他的局面不会长久。”项梁认为他说的对，项梁立楚怀王的孙子心为楚怀王，顺从人民的愿望。

高祖曾经到咸阳巡游，有一次秦始皇车驾出巡，纵任人们观看，他看到了秦始皇，喟然长叹说：“啊，大丈夫应当像这个样子！”

士卒 打垮 形势 幕府 阴谋 章邯 陶 统率
shì zú dǎ kuà xíng shì mù fǔ yīn móu zhāng hān táo tǒng shuài

嬉笑 群众 屠戮 杀 占卜 谦让 吝惜 裹
xī xiào qún zhòng tú lù shā zhān bǔ qiān ràng lìn xī guǒ

将军 当心 郡县 郡守 亡匿 反抗 爵 诺 印绶
jiāng jūn dāng xīn jùn xiàn jùn shǒu wáng nì fǎn kàng jué nuò yìn shòu

(法三章)

No. 汉7

Date

召集各县的父老，豪杰说：“父老们苦于秦朝的严刑峻法已经很久了，诽谤朝政的要灭族，相聚议论的要在街市上处斩。我和诸侯们约定，先入关的在关中称王，我应当称王关中。同父老们约定，法律只有三章：杀人的处死，伤人和抢劫的处以与所犯罪相当的刑罚。其余的秦朝法律全部废除。官吏和百姓都要安居如故。我所以到这里来，是为父老们除害，不会有欺凌暴虐的行为，不要害怕。我所以回军霸上，是等待诸侯们到来制定共同遵守的纪律。”沛公派人与秦朝的官吏巡行县城乡间，告谕百姓。秦地的百姓大为高兴，争先恐后地拿出牛羊酒食款待士兵。沛公又谦让不肯接受，说：“仓库的谷子很多，不缺乏，不须破费百姓。”百姓们更加高兴，唯恐沛公不做秦王。

1992年に政界から身を引いたとき、邓小平は、中国の指導者から50年もの果敢な使命を達成していた。彼とその仲間たちは、中国の人々を豊かにし、祖国を強くする方法を見つけたのだ。

この目標を達成する課程で、世界との関係、統治構造、そしてその社会の在り方といった中国そのものの根本的変容を導いたのは邓小平だった。

要するに、邓小平が導いた構造的変容は、2000年以前の中国で中華帝制から出現した以来の最も根本的な変化であった。

エス・F・ワイズ 邓小平

汉(4)

No.

Date

张敖进曰、(张良 = 留侯)

九江王黥布、楚皇将与项王有怨、彭越与齐王田荣反梁地。

而汉王之将独韩信可属大事、当一面。臣欲捐之、捐之此三人、

则楚可破也。然卒破楚者、此三人力也。

蒯彻说高帝曰、都关中。上疑之。左右大臣皆洛阳。

留侯曰、洛阳虽有此国、其中小、不过数百里。田地薄、四面受敌。

此非用武之国也。夫关中左殽函、右陇蜀。沃野千里、南有巴

蜀之饒、北有胡苑之利。此所谓金城千里、天府之国也。

蒯彻说是也。於是高帝即曰然、西都关中。

(钜鹿)

No. 汉 5

Date

项羽援救钜鹿。战事稍有胜利，陈余向项羽
请求救兵。

项羽就率领全军渡河，凿沉船只，砸破炊具，烧毁营舍，
携带三天口粮，用以表示士卒拼死决战，没有一个有活着回来
的打算。军队一到就围困了王离，与秦军遭遇，打了九仗，
截断了秦军的甬道，大破秦军。杀了苏角，俘虏了王离。
涉间不向楚军投降，自焚而死。

诸侯将领都在营垒上观战。楚军战士无不以一当十，楚兵
呼声震天，诸侯军人胆战心惊。已经打败了秦军，项羽
召见各诸侯将领，他们进入辕门，无不膝行向前，不敢抬头仰视。
项羽从此成为诸侯军的将军，各路诸侯隶属于他。

阼扎 黥布 彭越 祁 逃跑 鸡 薛 爹 姐 须臾
zhù zhā qīng bù péng yuē qí tāopǎo jī xuē yīn jiě xū yǔ

役徒 丽山 释放 沼泽 押送 斩 赤 哭泣 醉醺醺
yì tú lì shì fàng zhé zé yā sòng zhǎn chì kū qì zuì xūn xūn

计策 狡猾 群众
jì cè jiǎo huá qún zhòng

(太子赵政继立为王)

左襄王既位三年之后死去，太子赵政继立为王，尊吕不韦^{j'wei}为相国，称他为“仲父”。

在那时，魏国有信陵君，楚国有春申君，赵国有平原君，齐国有孟尝君，他们都礼贤下士，结交宾客。^{ling}

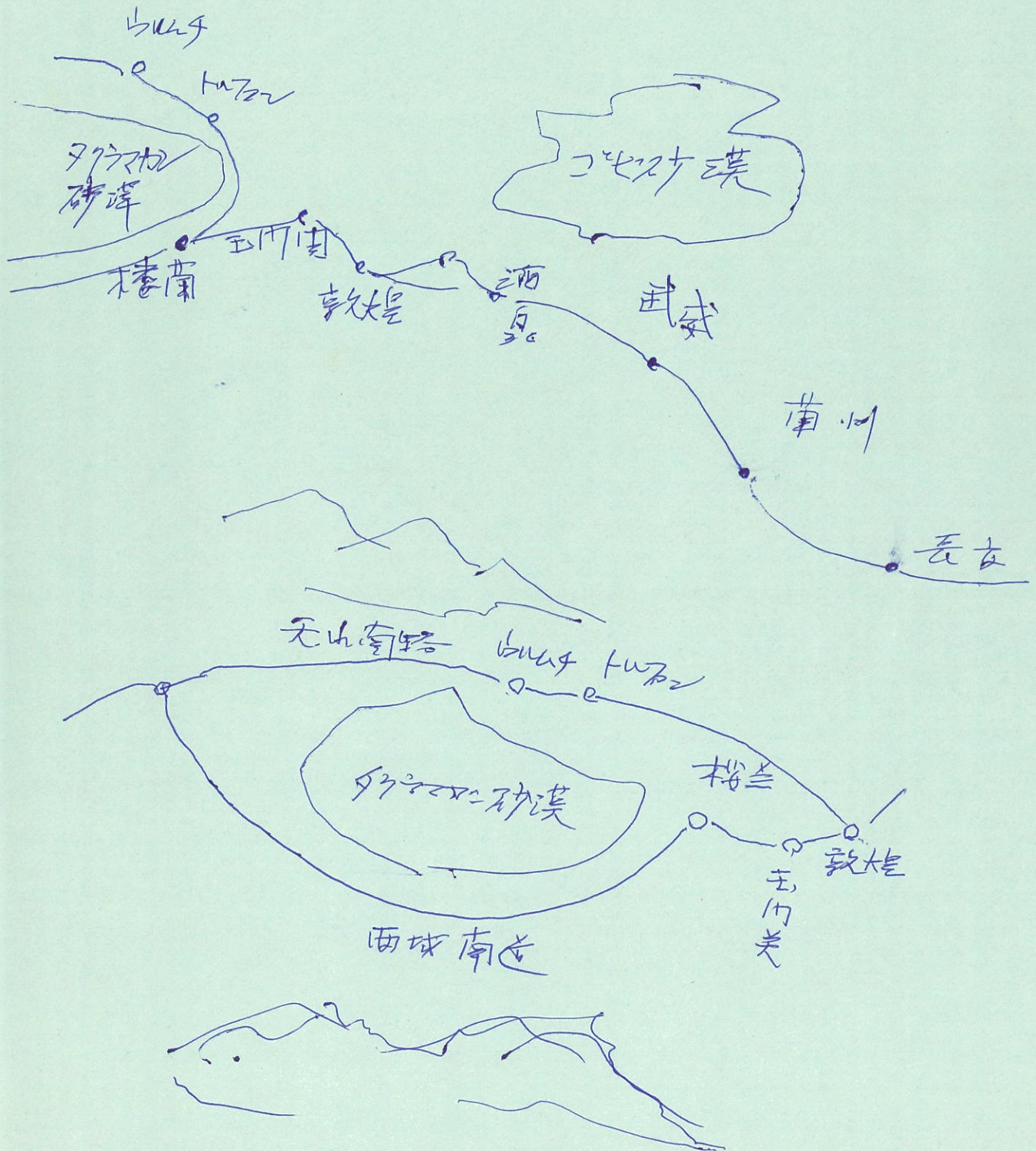
吕不韦认为秦国如此强大，把不如他们当成一件令人羞愧的事，所以他也招来了文人学士，给他们优厚的待遇^{xin kui}，门下食客多达三千人。那时吕不韦就命他的食客各自将所见所闻记下，综合在一起成为八览，六论，十二纪，共二十多万言。自己认为其中包括了天地万物古往今来的事理，所以号称《吕氏春秋》。

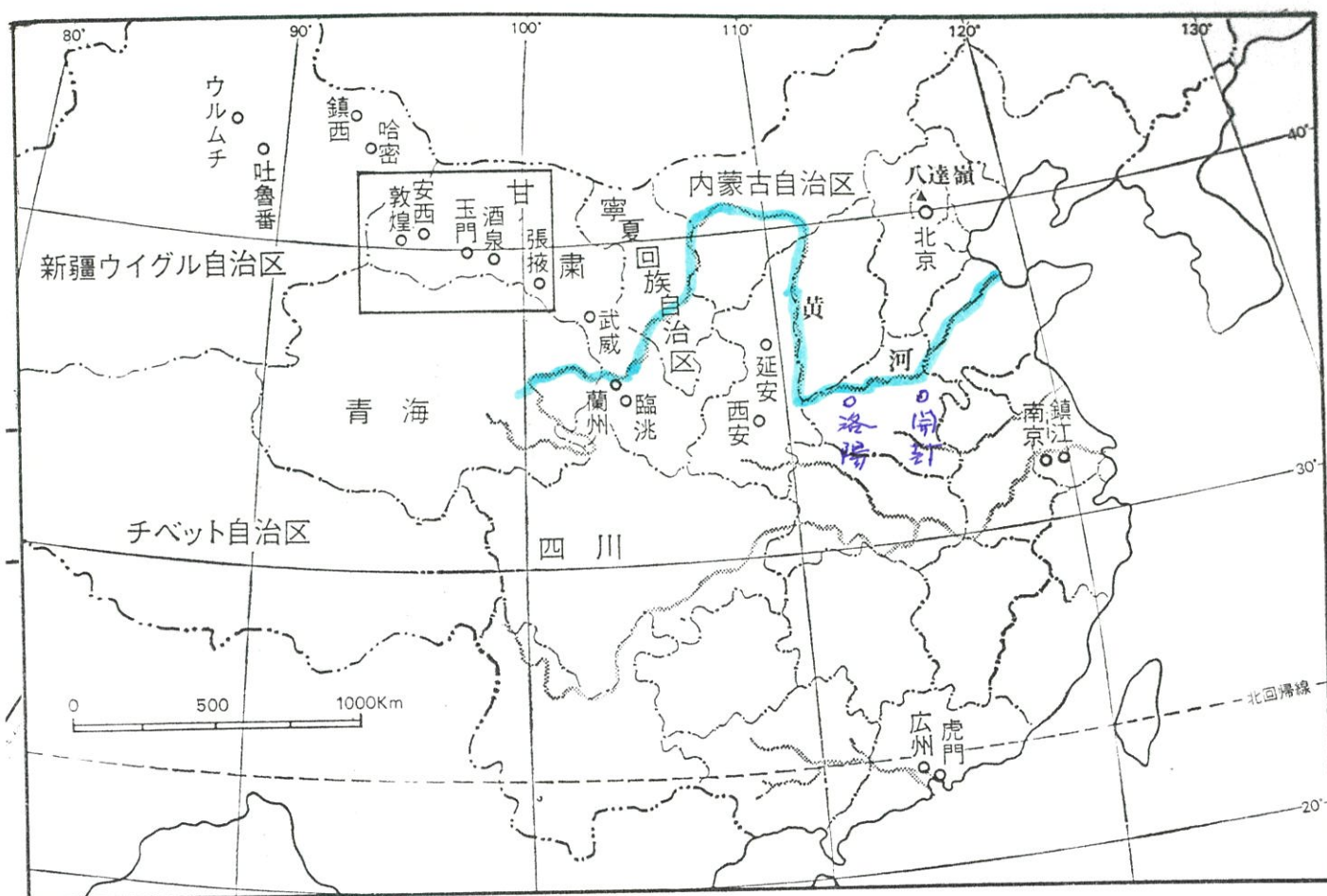
嬴 yíng 游说 yóu shuì

昭王 — 安王君 (一华阳夫人) — 子楚，异人 — 嬴政 薨 hōng
孝文王 左襄王 始皇

毋 wú 姬 jī 姬姜 jī jiāng 贾 gǔ (商人) 阳翟 yáng dí 奈何 nài

李 希 利 天 山 山 脉





- 国境
- 省境
- 鉄道
- ハイウエー

